

資料 1 - 2 ②

八峰町行政組織規則

○八峰町行政組織規則

(平成18年3月27日規則第5号)

改正 平成19年3月28日規則第3号 平成20年3月19日規則第1号
平成21年3月24日規則第6号 平成21年9月10日規則第18号

目次

- 第1章 総則(第1条－第5条)
- 第2章 機構及び事務分掌(第6条－第9条)
- 第3章 職位(第10条－第12条)
- 第4章 業務の執行(第13条－第17条)
- 附則

第1章 総則

第1条 この規則は、法令及び八峰町課設置条例(平成18年八峰町条例第7号。以下「条例」という。)に基づき、町長及び会計管理者の権限に属する事務を処理するために必要な事項を定めるものとする。

第2条 すべての業務は、次の原則に従って執行されなければならない。

(1) 命令系統の統一

命令系統は常に統一を保ち、いやしくもこれを乱すことがあってはならない。

(2) 分掌の限界

分掌の運用に当たっては、その限界を厳格に維持し、他の分掌を犯すようなことがあってはならない。

(3) 権限の行使

職務権限の行使に当たっては、その範囲を逸脱しないよう留意し、いやしくも独断専行の行為があってはならない。また、その責任を回避しようとするようなことがあってはならない。

第3条 この規則に解釈上の疑義が生じたときは、副町長が裁定する。

第4条 この規則は、八峰町における業務機構に関する基本原則を定めたものであって、これに抵触する規則や規程等はその限度において無効とする。

第5条 この規則に反する命令、指示及びその他職務に関する行為はその効力を生じない。

第2章 機構及び事務分掌

(課係等)

第6条 条例第1条に規定する課、所に次の係等を置く。

(1) 総務課

行政係

防災安全係

町民サービス係

(2) 管財課

管理契約係

地籍調査係

(3) 企画財政課

企画係

財政係

- 広報情報係
- (4) 税務課
 - 課税係
 - 納税係
- (5) 福祉保健課
 - 福祉係
 - 保険年金係
 - 健康推進係
 - 生活環境係
- (6) 幼児保育課
 - 庶務係
 - 子ども園
- (7) 産業振興課
 - 商工観光係
 - 林務水産係
- (8) 農業振興課
 - 農政係
 - 整備係
- (9) 建設課
 - 維持管理係
 - 建設係
 - 水道係
 - 下水道係
- (10) 町営診療所
 - 庶務係
- (会計課)

第7条 会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、会計課を置く。

2 会計課に出納係を置く。

(会計管理者の代決)

第7条の2 会計管理者が不在のときは、会計管理者が指定する会計課参事はその事務を代決し、会計管理者が指定する会計課参事も不在のときは、総務課長がその事務を代決する。

2 代決した事項は、速やかに後閲を受けるものとする。ただし、軽易な事項については、この限りでない。

(係の事務分掌)

第8条 前2条に定める各係の事務分掌は、おおむね別表第1のとおりとする。

2 町営診療所の分掌事務に関する事項は、八峰町営診療所設置条例(平成18年八峰町条例第109号)及び八峰町営診療所設置条例施行規則(平成18年八峰町規則第70号)による。

(職員の事務分担)

第9条 課長は、所属職員の事務分担を定め、副町長に報告しなければならない。変更したときもまた同様とする。

第3章 職位

第10条 課には課長を置き、係には係長を置く。必要に応じて、課には参事及び課長補佐を、係には主査を置くことができる。

(職位の職務)

第11条 各職位の職務は、別表第2のとおりとする。

第12条 各職位の責任と権限については、町長が別に定める。

第4章 業務の執行

(業務執行の原則)

第13条 すべての業務上の指揮、命令及び報告は本職位に定める長を通じて行わなければならない。

2 課長より町長又は副町長に対する伺や報告等で、他の課と共管するものについては、当該課長を経由して行うものとする。

(業務の処理)

第14条 課の内部における軽易な業務は、課長の名をもって処理する。ただし、重要な通達、命令及びその他特に重要な事項は、その重要度に応じて町長又は副町長名をもって処理する。

(課長の代理処理)

第15条 課長は、所管する日常業務の事項中、範囲を定めて課員に代理処理させることができる。

2 課員は前項の規定により代理処理を行なった事項中、重要なものについては、課長に報告しなければならない。

(業務の執行)

第16条 業務を執行する場合、その内容が他の課の所管業務に関係あるときは、あらかじめ関係課で十分協議しなければならない。

第17条 業務の執行に関する手続きの細部については、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月27日から施行する。

附 則(平成19年3月28日規則第3号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月19日規則第1号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月24日規則第6号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年9月10日規則第18号)

この規則は、平成21年9月24日から施行する。

別表第1(第8条関係)

総務課

行政係

(1)町議会に関すること

- (2) 条例、規則等の制定改廃に関する事
- (3) 職員の任免、進退、賞罰、服務及び身分に関する事
- (4) 職員の給与に関する事
- (5) 職員共済、退職手当及び職員互助会に関する事
- (6) 職員の福利厚生及び研修に関する事
- (7) 職員の公務災害補償に関する事
- (8) 職員の安全衛生に関する事
- (9) 職員団体に関する事
- (10) 職員の公平事務に関する事
- (11) 叙位叙勲、褒賞に関する事
- (12) 儀式及び表彰に関する事
- (13) 異議申立、訴訟及び和解に関する事
- (14) 庁内会議及び各庁舎の連絡調整に関する事
- (15) 公告式に関する事
- (16) 公印の保管及び管理に関する事
- (17) 文書の收受、発送及び保管に関する事
- (18) 秘書及び渉外事務に関する事
- (19) 行政改革及び事務改善に関する事
- (20) 地方分権及び権限委譲に関する事
- (21) 選挙管理委員会に関する事
- (22) 特別職報酬等審議会に関する事
- (23) 情報公開に関する事
- (24) 個人情報保護に関する事
- (25) 行政相談に関する事
- (26) 自治会及び行政協力員に関する事
- (27) 男女共同参画に関する事
- (28) 地縁団体に関する事
- (29) 庁舎管理及び庁舎使用に関する事
- (30) その他他の課及び課内他の係の所管に属さない事

防災安全係

- (1) 消防及び水防に関する事
- (2) 防災会議に関する事
- (3) 地域防災計画に関する事
- (4) 防災行政無線の管理に関する事
- (5) 国民保護に関する事
- (6) 防犯に関する事
- (7) 遭難対策に関する事
- (8) 交通安全に関する事
- (9) 交通災害共済に関する事
- (10) 交通安全対策協議会に関する事

(11)チャイルドシート購入費補助に関すること

町民サービス係

- (1)戸籍に関すること
- (2)住民基本台帳に関すること
- (3)公的個人認証サービスに関すること
- (4)住民基本台帳ネットワークシステムに関すること
- (5)外国人登録に関すること
- (6)印鑑登録及び印鑑証明に関すること
- (7)埋火葬の許可に関すること
- (8)犯罪人名簿に関すること
- (9)人口動態に関すること
- (10)相続税法(昭和25年法律第73号)第58条による通知に関すること
- (11)自衛隊募集連絡業務に関すること
- (12)人権擁護委員に関すること
- (13)社会を明るくする運動に関すること
- (14)出稼ぎ労働者手帳の交付に関すること
- (15)出稼ぎ互助会の加入に関すること
- (16)船員法による船員手帳に関すること
- (17)町有バスの利用申込みに関すること

管財課

管理契約係

- (1)公有財産の取得、処分、維持管理(山林を除く)に関すること
- (2)公有財産取得に伴う登記事務に関すること
- (3)町有建物の火災保険に関すること
- (4)町有自動車の損害保険に関すること
- (5)財産区に関すること
- (6)財産台帳の整理保存に関すること
- (7)備品台帳の整理保存に関すること
- (8)物品の購入及び修繕契約に関すること
- (9)土地開発公社に関すること
- (10)工事入札参加者の資格審査に関すること
- (11)入札参加申込書の受理に関すること
- (12)指名審査会事務に関すること
- (13)工事等の入札及び契約に関すること
- (14)寄附採納に関すること
- (15)法定外公共用財産に関すること
- (16)採石に関すること
- (17)その他管財に関すること

地籍調査係

- (1)地籍調査に関すること

- (2) 地籍調査の成果の管理及び運用に関する事
- (3) 地籍簿及び地籍図の保管に関する事

企画財政課

企画係

- (1) 町重点事業の企画、立案及び調整に関する事
- (2) 町長期振興計画に関する事
- (3) 過疎自立促進計画に関する事
- (4) 政策評価に関する事
- (5) 広域行政及び広域市町村圏組合に関する事
- (6) 資源、エネルギー及び温暖化対策に関する事
- (7) 合併管理に関する事
- (8) 町建設計画の管理に関する事
- (9) 国際交流に関する事
- (10) 地域間交流に関する事
- (11) 生活交通対策に関する事
- (12) 第三セクターの調査に関する事
- (13) 国土利用計画に関する事
- (14) テレビ、ラジオ等難視聴解消に関する事
- (15) ふるさと会に関する事

財政係

- (1) 予算編成及び決算に関する事
- (2) 財政の計画及び調査に関する事
- (3) 町債及び一時借入金に関する事
- (4) 基金の管理に関する事
- (5) 予算執行計画及び予算配当に関する事
- (6) 予算管理に関する事
- (7) 町財政状況の報告及び公表に関する事
- (8) 地方交付税に関する事
- (9) その他財務全般に関する事

広報情報係

- (1) 町広報紙等の編集発行に関する事
- (2) 広聴に関する事
- (3) 町勢要覧等の編集発行に関する事
- (4) 国及び県の委託統計調査に関する事
- (5) 電算システムの企画及び調整に関する事
- (6) 電算システムの管理及び運用に関する事
- (7) 電算システムに係る情報の管理に関する事
- (8) 電算処理に係るプライバシー保護に関する事
- (9) 情報化施策に関する事

税務課

課税係

- (1) 町県民税の賦課及び調査に関する事
- (2) 軽自動車税の申告及び賦課に関する事
- (3) 国民健康保険税の賦課及び調査に関する事
- (4) 固定資産の評価に関する事
- (5) 固定資産の課税に関する事
- (6) 課税原本等の整理保管に関する事
- (7) 課税に係る税務統計調査に関する事
- (8) 入湯税に関する事
- (9) たばこ税に関する事
- (10) 諸税に関する事
- (11) 税証明に関する事
- (12) 公簿、公図等の閲覧及び加除整理に関する事
- (13) 固定資産評価審査委員会に関する事
- (14) 申告相談に関する事

納税係

- (1) 町税の収納及び滞納整理に関する事
- (2) 国民健康保険税の収納及び滞納整理に関する事
- (3) 町税及び国民健康保険税の決算、不納欠損処分に関する事
- (4) 納税貯蓄組合に関する事
- (5) 税の口座振替及び収入金の確認に関する事
- (6) 納税思想の普及に関する事
- (7) 納税相談に関する事

福祉保健課

福祉係

- (1) 社会福祉事業及び社会福祉団体に関する事
- (2) 社会福祉協議会に関する事
- (3) 日本赤十字社に関する事
- (4) 生活保護に関する事
- (5) 民生委員及び児童委員に関する事
- (6) 民生児童委員推せん会に関する事
- (7) 高齢者福祉に関する事
- (8) 身体障害者福祉に関する事
- (9) 知的障害者福祉に関する事
- (10) 精神障害者福祉に関する事
- (11) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関する事
- (12) 災害援助に関する事
- (13) 行旅病人及び行旅死亡人に関する事
- (14) 児童福祉に関する事
- (15) 母子及び父子福祉に関する事

- (16) 児童手当及び児童扶養手当に関する事
- (17) 特別児童扶養手当に関する事
- (18) 少子化対策に関する事
- (19) その他福祉に関する事

保険年金係

- (1) 国民健康保健事業に関する事
- (2) 国民年金に関する事
- (3) 老人保健医療に関する事
- (4) 福祉医療に関する事
- (5) 介護保険事業に関する事
- (6) 要介護認定に関する事
- (7) 包括地域支援事業に関する事
- (8) その他保険及び年金に関する事

健康推進係

- (1) 保健指導に関する事
- (2) 母子保健に関する事
- (3) 地域医療に関する事
- (4) 赤ちゃん誕生祝い金に関する事
- (5) 感染症の予防及び結核予防に関する事
- (6) 精神保健に関する事
- (7) 各種予防接種に関する事
- (8) 老人保健事業に関する事
- (9) 健康づくり推進事業に関する事
- (10) 生活習慣病予防に関する事
- (11) 健康推進団体に関する事
- (12) 健康センター等に関する事
- (13) 献血に関する事
- (14) 町営診療所に関する事

生活環境係

- (1) 環境保護及び環境衛生に関する事
- (2) 環境政策に関する事
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する事
- (4) 公害対策に関する事
- (5) 大気汚染に関する事
- (6) 水質及び土壌汚染に関する事
- (7) 騒音振動に関する事
- (8) 墓地及び火葬場に関する事
- (9) ねずみ、昆虫等の駆除に関する事
- (10) 温泉浴場及び公衆浴場の衛生に関する事
- (11) 興行場法に関する事

(12) 犬の登録及び狂犬病予防に関する事

(13) その他生活環境に関する事

幼児保育課

(1) 保育園の運営に関する事

(2) 保育園施設管理に関する事

(3) 保育料に関する事

(4) 園児の保健衛生に関する事

(5) すこやか子育て支援事業に関する事

産業振興課

商工観光係

(1) 商業及び工業の振興に関する事

(2) 商工業団体との連絡調整に関する事

(3) 商工業の制度資金に関する事

(4) 中小企業の振興に関する事

(5) 企業誘致に関する事

(6) 労働行政及び雇用対策に関する事

(7) 消費者行政に関する事

(8) 計量器に関する事

(9) 中小企業融資に関する事

(10) 観光事業の振興に関する事

(11) 観光と物産の宣伝に関する事

(12) 観光団体との連絡調整に関する事

(13) 各種イベントの企画に関する事

(14) 公園、交流施設及び観光施設の管理に関する事

(15) 自然保護に関する事

(16) 自然公園に関する事

(17) 各種ツーリズムに関する事

(18) 鉱業に関する事

(19) 温泉の活用及び温泉供給事業に関する事

(20) ふるさと融資地域整備資金事業に関する事

林務水産係

(1) 林業の振興に関する事

(2) 森林総合整備事業に関する事

(3) 間伐促進総合対策事業に関する事

(4) 町有林野及び分収造林に関する事

(5) 林業団体との連絡調整に関する事

(6) 森林の病虫害に関する事

(7) 治山に関する事

(8) 林道台帳に関する事

(9) 林道及び作業道に関する事

- (10) 林道災害復旧事業に関する事
- (11) 保安林に関する事
- (12) 特用林産物の振興に関する事
- (13) 鳥獣の捕獲等の許可に関する事
- (14) 有害鳥獣対策に関する事
- (15) 緑化推進に関する事
- (16) 水産業の振興に関する事
- (17) 水産団体との連絡調整に関する事
- (18) 内水面漁業に関する事
- (19) 漁港に関する事
- (20) その他林業及び水産業に関する事

農業振興課

農政係

- (1) 地域農業の振興に関する事
- (2) 農業振興地域整備計画に関する事
- (3) 山村振興計画に関する事
- (4) 農業構造改善事業に関する事
- (5) 農業制度資金に関する事
- (6) 稲作、野菜、果樹及び花き等の振興に関する事
- (7) 畜産振興に関する事
- (8) 米の生産及び需給対策に関する事
- (9) 地産地消の推進に関する事
- (10) 農業団体との連絡調整に関する事
- (11) 農業施設の運営及び管理に関する事
- (12) 農業後継者の指導育成に関する事
- (13) 農作物の病虫害防除に関する事
- (14) 農業災害に関する事
- (15) 猿被害対策に関する事
- (16) その他農業の振興に関する事

整備係

- (1) 農村環境整備及び土地改良事業に関する事
- (2) 土地改良施設の維持管理に関する事
- (3) 農道整備に関する事
- (4) 農地及び農業用施設の災害復旧事業に関する事
- (5) 土地改良事業団体との連絡調整に関する事

建設課

維持管理係

- (1) 道路、橋梁及び河川の認定、改廃及び変更に関する事
- (2) 道路、橋梁及び河川台帳に関する事
- (3) 道路、橋梁及び河川の維持管理に関する事

- (4) 道路、橋梁及び河川の用地の買収に関する事
- (5) 道路占用許可に関する事
- (6) 公共建築物の大規模な営繕に関する事
- (7) 建築確認申請の受付に関する事
- (8) 町営住宅の建設に関する事
- (9) 町営住宅の維持管理に関する事
- (10) 町営住宅の使用料に関する事
- (11) 除雪対策に関する事
- (12) 建設機械、器具等の運転及び管理に関する事

建設係

- (1) 道路、橋梁及び河川の新設改良工事に関する事
- (2) 道路、橋梁及び河川の災害復旧工事に関する事
- (3) 公共土木災害復旧工事に関する事
- (4) 建設資材等の保管に関する事
- (5) その他土木工事及び建築工事の施工監理に関する事

水道係

- (1) 簡易水道事業の計画設計及び調整に関する事
- (2) 簡易水道施設の整備及び維持管理に関する事
- (3) 簡易水道の使用料及び手数料に関する事
- (4) 簡易水道の水質に関する事
- (5) 温泉供給施設の維持管理に関する事

下水道係

- (1) 下水道事業の計画設計及び調整に関する事
- (2) 下水道施設の整備及び維持管理に関する事
- (3) 農業集落排水事業に関する事
- (4) 漁業集落排水事業に関する事
- (5) 浄化槽の設置に関する事
- (6) 下水道使用料及び分担金に関する事

会計課

出納係

- (1) 現金(金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。)の出納保管に関する事
- (2) 小切手の振出に関する事
- (3) 有価証券(公有財産又は基金に属するものを含む。)出納及び保管に関する事
- (4) 現金及び財産の記録管理に関する事
- (5) 支出負担行為伺いの確認に関する事
- (6) 歳入歳出決算書の調整に関する事
- (7) 町税及び税外収入に関する事
- (8) 給与所得に対する源泉徴収、所得税及び県税の収入納付に関する事

- (9) 物品の出納及び保管(使用中の物品を除く)に関する事
- (10) 指定金融機関等に関する事
- (11) その他出納に関する事

別表第2(第11条関係)

職位	職務
課長、所長及び事務長	上司の命を受けて、課又は所の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。
参事	上司の命を受けて、課の特定事項を掌理する。
課長補佐、所長補佐、園長及び事務長補佐	上司の命を受けて課長を補佐するとともに、所掌事務に関する重要な事務を掌理する。
係長	上司の命を受けて、係の事務を掌理する。
主査	上司の命を受けて、係の事務を掌理する。
主任	上司の命を受けて、係の事務又は技術を分掌する。
主事	上司の命を受けて、事務を掌る。
技師	上司の命を受けて、技術を掌る。
保健師	上司の命を受けて、保健指導及び予防衛生の業務を掌る。
保育士	上司の命を受けて、幼児の保育に従事する。
主事補	上司の命を受けて、一般的事務補助等に従事する。
技師補	上司の命を受けて、一般的技術補助等に従事する。
技術手	上司の命を受けて、技術を主とする単純な労務に従事する。
用務員	上司の命を受けて、単純な労務に従事する。
調理員	上司の命を受けて、調理業務に従事する。